

第36回本部会議における決定事項の考え方について

○集中対策期間を国の緊急事態宣言の期間と連動させていることについて

- 今回の対策の期間については、国の緊急事態宣言の発出により、全国が一丸となってまん延防止に取り組む中、道内においても、警戒感を高めながら、道民の皆様に行動変容に取り組んでいただく必要があることから、緊急事態宣言が発令されている期間としています。
- ただし、特に感染者数が高い水準にある札幌市などについては、2月16日から今月末まで、短期集中で更なる感染の抑制に取り組むこととします。

○札幌市内全域における飲食店等への営業時間の短縮を要請する必要性について

- 札幌市においては、ピーク時に比べて新規感染者数は減少しているものの、緊急事態宣言の対象となっている都道府県内の政令市と比較しても高い水準となっています。
- 札幌市の感染状況としては、市中感染が広がり、様々な場所・場面が感染経路となっており、感染者の中には、すすきの地区以外の酒類提供店等に関連する行動歴もみられ、すすきの地区以外の酒類提供店等で集団感染が発生しているという分析が行われています。
- 加えて、札幌市内では、感染経路不明の感染が一定数継続して発生している中、国の専門家においては、「経路不明の感染の原因の多くは飲食が原因」であることの指摘や「飲食する場面が主な感染拡大の要因となり、これが職場や家庭、院内・施設内の感染に繋がっているものと考えられる」との見解が示されています。
- 今後、年度末・始めの移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備えること、全道的なワクチン接種に向けた体制の構築などを見据えると、医療提供体制への負荷をさらに軽減させておく必要があり、感染リスクの高いとされる飲食における対策を通じて、市中での感染を徹底的に抑え、本道への再拡大を防止するためにも、今回、札幌市内全域における飲食店等について営業時間短縮を要請することとしました。